

一般社団法人日本手外科学会認定

専門医制度に関するFAQ

1) 研修期間（36ヶ月）について

Q1. 平成18年（2006年）以前に当時の評議員（現在の代議員）の元で研修を受けた期間は研修履歴として認められるか。

A1. 認められない。平成19年（2007年）認定研修施設制度開始以降の研修期間とする。

Q2. 基盤学会(日整会または日形会)専門医取得後3年間の手外科診療の実績は、どのような証明が必要か。常勤でなければならないか。

A2. 診療実績証明書(様式1-3)を提出する。実績は「週1回8時間以上の手外科診療」を要件とする。

Q3. 大学附属病院が認定研修施設として認定されている。

大学院生、研究生として、手外科に関連する基礎研究に従事しながら、カンファレンスや勉強会等に参加している。外来や手術など臨床業務から一時的に離れているが、所属機関（大学病院）は認定研修施設であり、この期間は「認定研修施設における研修」の期間に認められるか。

A3. 臨床業務の実績がなければ研修として認められない。「週1回8時間以上の手外科診療」の実績があり、診療実績証明書(様式1-3)が提出できる場合は認められる。

Q4. 以前勤務していた病院の運営母体が変わってしまった。勤務証明書はどうすればいいか。

また、当時の手外科専門医の指導医が異動している場合、指導医の署名はどうすればいいか。

A4. 運営母体が変わり、新病院で過去の勤務証明書が出せない場合は、当時の部長あるいは手外科指導医による証明書でよい。提出症例の署名欄は当時の手外科指導医の署名が必要である。

2) 研修実績について

Q5. 以前「研修当時、日本手外科学会評議員が常勤する施設で研修を受けたことが証明できる場合は、これを研修期間に含めることができる。」との特例があった。この特例は、現在も適用されるか。

A5. 適用されない。

平成26年(2014年)第6回専門医試験まで、特例を認めたが、平成27年(2015年)第7回専門医試験より「評議員の在籍」という条件を廃止し、「手外科専門医の元での研修」を要件とする。

Q6. 研修実績は日本手外科学会入会前のものでもよいか。

A6. 認める。

Q7. 専門医申請資格、第5条(8)の研修実績や業績の「直近通算5年間」とは、具体的にどの期間をさすのか。

A7. 申請が例年10月であることより、申請5年前の10月より申請年の9月までとする。ただし論文については、申請5年前の年に掲載された論文は要件をみたすものとする。

Q8. 専門医申請資格、第5条(8)②(ii)の業績論文として、学会抄録や学会録は認められるか。

A8. 認められない。査読制度のある学術雑誌に掲載された論文を要件とする。

Q9. 現在、第5条(8)②に申請に必要な業績として、「(ii)直近通算5年間に主著論文を2編以上有すること。但し、その内1編は本学会雑誌に掲載された論文であること。」と記載があるが、これは今年度試験(第8回試験)において適用されるのか。

A9. 平成27年4月に変更となった資格条件であり、3年間(第8回から10回試験)は、「1編は本学会雑誌に掲載された論文であること。」は要件としない。第11回試験からの適用とする。

旧 専門医制度細則第5条8項②業績

3) 書類の作成、記載について

Q10. 様式1-6 指導医が複数勤務している病院での勤務期間があるが、指導医の署名は携わった全ての専門医の署名が必要か？

A10. 代表者1名の署名でよい。

Q11. 申請書に記入する際、「直近」とは、どの時期を起点とするのか。

また、施設一覧表は、過去に在籍した施設まで記入する必要があるか。

A11. 「直近通算5年間」とは、申請書類作成時からさかのぼり、5年間とする。

新規申請：様式1-2 過去に在籍した施設全てを記載する。

更新申請：様式2-2 直近5年間に在籍した施設を記載する。

Q12. 従来の研修・専門医手帳の内容を貼りつけて申請してもよいか。

A12. 下記の証明は、従来の研修・専門医手帳のコピーを提出することで代用可能である。

学会・教育研修会参加単位一覧表(新規申請：様式1-7、更新：様式2-5)、

学会発表一覧表(新規申請：様式1-8、更新：様式2-6)、

論文発表一覧表・講演一覧表(新規申請：様式1-9、更新：様式2-7)

Q13. 以前、教育研修講演単位をシールで管理していたが、申請書に記載するだけでよいか。

参加を証明するシールや学術集会参加証の提出は必要か。

A13. 手帳やシールのコピーの提出が必要。

Q14. 試験不合格となった場合、申請書類は返却されるか。それを再申請に用いてもよいか。

A14. 様式 1-1 を除いて返却する。翌年の再申請に限り、一部の書類の再提出を認める。詳細は、書類返却時に同封する「専門医試験再受験における提出書類についての注意事項」を参照すること。

4.更新申請の猶予措置について

Q15. 専門医資格を取得してから、産休・育児休暇があった場合、更新の際、猶予期間として認められるか。

A15. 認められる。定款施行細則第6号専門医制度細則第11条第5項の疾病、不慮の事故、長期海外出張、出産・育児など、やむを得ない事情により更新申請ができない場合は、猶予を申請することができる。

ただし、第11条第6項の規定により、更新審査を猶予された場合は、次に認められる認定期間は猶予期間を含めるものとする。

Q16. 更新申請の猶予を希望する場合の届出方法はどのようにすればよいか。

A16. 適宜書式にて事務局まで届けること。

Q17. 猶予が認められた場合、来年の申請時から遡って5年以内の実績の提出が必要か。

A17. 猶予が認められた場合は、前回の認定日から新たな申請日までの期間の実績を提出する。

(例：1年の猶予の場合は6年で150例、更新後は4年で150例)

平成 26 年 4 月 16 日改訂

平成 27 年 4 月 15 日改訂

平成 27 年 7 月 26 日改訂

平成 27 年 9 月 7 日改訂